

地域生活支援拠点の面的整備について（案）

1 第6期葛飾区障害福祉計画での位置づけ

本区は第6期葛飾区障害福祉計画において、行政及び事業者等複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」地域生活支援拠点を検討するとし、地域生活支援型入所施設「パラシょうぶ」を重要な拠点としている。

2 地域生活支援拠点に必要な5つの機能

機 能	内 容
①相談	緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談を行う
②緊急時の受け入れ、対応	緊急時の受け入れや医療機関への連絡等を行う
③体験の機会、場	サービスの利用や一人暮らしの体験の機会、場を提供する
④専門的人材の確保、養成	専門的に対応できる体制の確保や、人材の養成を行う
⑤地域の体制づくり	ニーズに対応し、地域の社会資源の連携体制の構築を行う

3 面的整備にかかる区の検討方針【協議事項】

(1) 相談機能

緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談については、身体・知的障害者相談支援部会の検討とあわせて、令和5年度までに基幹相談支援センターを設置し同センターを中心に対応していくよう検討する。

(2) 緊急時の受け入れ、対応

令和4年度から以下の事業所を「緊急時の受け入れ、対応機能」における拠点機能事業所とする。

①区内短期入所事業所

パラシょうぶ・西水元福祉館・障がい者生活介護事業所スプラウト柴又
ショートステイあんず・ショートステイファーストシーン夢くらぶ立石

②緊急一時保護事業所

令和4年度受託法人

(3) 体験の機会、場

地域での自立した生活を希望する障害者の宿泊体験の機会や場の確保について、今後令和5年度までに、区内短期入所施設やグループホームでの実施に向けた具体的な協議を行っていく。

(4) 専門的人材の確保、養成

今後設置する基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等を対象とした研修制度を設け、相談支援専門員が障害特性に応じたきめ細かなケアマネジメントが行えるように支援していく。

(5) 地域の体制づくり

- ・ 障害者一人ひとりのサービスコーディネートは原則として地域の相談支援事業所が担い、困難ケースについては、基幹相談支援センターが各事業所に対しアドバイスする体制としていく。
- ・ 実際のサービス利用に係る事業所間の事業連携については、基幹相談支援センターを中心に行うこととし、懸案事項については身体・知的障害者相談支援部会で協議する。

4 必要となる手続き

- ・ 短期入所事業所は、区に「葛飾区地域生活支援拠点等認定申請書（仮称）」（要綱制定中）、都に変更届・加算届を提出する。区はその可否を通知する。
（加算：市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算 +100 単位/日）